

平成 29 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 7 回会議概要

<開催日>

平成 29 年 7 月 27 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

星部会長、青野委員、荻野委員、野澤委員

事務局（4 名）

行政管理課長、池田主査、三枝主査、原田主任

説明者（2 名）

地域防災担当副参事、地域福祉課長

【部会長】

第7回外部評価委員会第1部会を開会します。外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会長の星です。部会の委員は、青野委員、犬塚委員、荻野委員、野澤委員です。犬塚委員は本日欠席です。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、30分の想定でヒアリングを行います。

前半10分程度で事業や評価など内部評価シートの内容をご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、計画事業47「多様な主体との連携による多世代への防災思想の普及啓発」についてです。説明をお願いします。

【地域防災担当副参事】

地域防災担当副参事です。よろしく申し上げます。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。

災害対策基本法における自主防災組織についての区の取組を教えてください。

また、本事業は、地域における自助・共助の意識や防災意識の向上を図ることを目的として、いと考えた際に、町会・自治会等の地域コミュニティの取組も重要ではないかと思えます。その点について説明がありませんが、どのように考えていますか。

【地域防災担当副参事】

災害対策基本法における自主防災組織については、区では現在、町会・自治会を母体として、約220組織が結成されています。区ではこれらの組織を「防災区民組織」として登録し、活動に対し、毎年その組織規模に応じて5万円から10万円の活動助成金を交付しています。初期消火資機材として、小型消防ポンプ、スタンドパイプの貸与も行っています。また、区内では、大規模マンションが増加傾向にあるため、マンションを一つの組織として捉え、自主防災組織として組織化を進めています。区内に約220ある防災区民組織の中には、このようなマンションの自主防災組織も含まれています。

地域防災は町会・自治会等の地域コミュニティが中心となって取り組む必要があると考えていますが、区の町会・自治会加入率は約50%となっています。まずは、地域における美化運動や夏祭り等のイベントへの積極的な参加を促すとともに、防災についても意識の向上を図り、地域防災コミュニティを構築できればと考えています。各家庭においても、防災について、自分のこととしてなかなか捉えることができないという実態があります。楽しみながら防災について学べるイベントを実施するなど、区民一人ひとりに対し防災意識に対する啓発していくことで、防災区民組織への加入を促していきたいと考えています。

【委員】

実際の災害時には、想定できないような事態が起こることが考えられます。特に、新宿駅は非常に多くの方が利用しますので、新宿駅周辺の防災訓練に関しても、より現実に即した、実践的な訓練を行う必要があるのではないのでしょうか。

【地域防災担当副参事】

1日約360万人が新宿駅を利用しています。そのような点を考慮し、新宿駅周辺防災対策協議会を立ち上げ、毎年、会議、講演会、訓練等を実施しています。協議会には、鉄道事業者や民間企業等も参加しています。また、区のみで、災害時の帰宅困難者を想定し対応することは難しいため、警察、消防と定期的な連絡会も実施しています。より実践的な訓練ということについては、協議会の中でも議論し、消防、警察の協力も得ながら検討していきたいと考えています。

【委員】

指標1「多様な主体との連携」における「防災イベントに協力するNPOや事業者等の団体数」についてですが、どのように把握しているのですか。

【地域防災担当副参事】

指標1「多様な主体との連携」におけるNPOや事業者等の団体数についてです。防災イベントを実施するに当たっては、実行委員会を設置し、その実行委員会に参加した団体数を指標としています。防災イベントは協働事業として平成28から平成30年度まで実施する事業ですが、NPO等との協働事業は、当課において初めての試みとして取り組んでいます。どのように進

めていけば効果的な事業となるかを考えていく中で、多様な主体との連携という観点から指標を設定しています。

【委員】

首都直下地震の発生確率は分かりますか。

【地域防災担当副参事】

首都直下地震の発生確率は、30年以内に70%とされています。ここ10年ほどその数値は変わっていません。

【委員】

この数値の見直しは行っているのですか。

【地域防災担当副参事】

地震の発生確率については、国が分析し、算出しています。区の被害想定についても、都の防災会議の中で都内の被害想定を出し、それを受け、区の被害想定というのを出しています。そのため、区独自で地震の発生確率は出していません。

【部会長】

では続いて、計画事業48「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実」についてです。説明をお願いします。

【地域防災担当副参事】

<事業説明>

【部会長】

3点質問があります。

1点目に、本事業における配慮を要する方というのは、どのような方を想定していますか。

2点目に、避難所運営管理協議会に女性・子ども部を設置したとのことですが、どのような役割を考えていますか。

3点目に、避難所運営における多言語化等の外国語対応についての取組を教えてください。

【地域防災担当副参事】

1点目、配慮を要する方については、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等、全て含め対象として考えています。

2点目、避難所運営管理協議会における女性・子ども部の役割についてです。女性・子ども部は、配慮を要する方の相談対応や、避難所運営管理協議会の代表世話人に要望等を伝えるなどの活動を検討しています。

3点目、多言語化についてです。地震や防災についての認識があまりない外国人の方も多くいることから、外国語版啓発文書「災害に備えて」の電子版を新たに6か国語に翻訳しました。この「災害に備えて」は区ホームページに公開しており、活用していただくため積極的に発信しています。避難所における外国人への対応については、現在は外国人へ対応したマニュアル等はありません。避難所運営管理マニュアルは、あくまでも避難所運営管理協議会の方が内容を理解し、安心・安全な避難所を運営していくために作成しています。

【委員】

「災害に備えて」というパンフレットに避難場所の一覧が記載されていますが、区の昼間人口を考えると場所が足りないのではないかと思います。区の実態を考慮して、避難場所を検討していく必要があるのではないのでしょうか。

【地域防災担当副参事】

避難ということについて、原則的なところでお答えします。災害時の避難場所として、まず、「一時集合場所」があります。これは、防災区民組織が指定している公園、駐車場、神社の境内等のオープンスペースです。次に「避難所」です。都の避難所運営管理の指針に基づき区が整備としています。現在、区内に一次避難所は50か所あります。最後に「避難場所」です。都が検討し、指定しています。避難所は家を失った方、家に住めない状況の方が一時的に避難する場所であり、避難場所は、大震災等で発生した大火災から身を守るために避難する場所です。したがって、必ずしも地震が発生したから避難場所に避難するということではありません。区の昼間人口を考えた際に避難場所が十分かという議論はあるかと思いますが、その点も含め、都が避難場所を検討し、指定しています。

【委員】

内部評価シートに「要配慮者専用室」と記載がありますが、これはどのようなものですか。

【地域防災担当副参事】

避難所運営管理協議会では、避難所運営管理マニュアルの作成と併せて、学校と協力し学校利用計画図を作成しています。災害時に避難所として学校を利用する際は、個人情報等を保管している部屋や危険物等を保管している理科室、調理室等の使用してはいけない場所以外は、全て避難所として利用することを前提としています。そのため、実際に学校に避難所を開設する場合に、どこの場所や教室をどのように利用するかというところを学校利用計画図に記載しています。その中で、なるべく段差や障害のない場所を、配慮を要する方専用の部屋としてあらかじめ指定しています。

【委員】

避難所では、避難者が共同生活を行うことになるため、防犯上の問題も出てくるかと思えます。備蓄物資を配備していく中で、防犯の観点から防犯ブザー等を配備することも検討してはどうですか。

【地域防災担当副参事】

備蓄物資は、町会、PTA等と議論した上で配備しています。平成28年度はミニテントや口腔ケアのできるウェットティッシュ等を配備しました。全ての備蓄物資を区で配備することは難しいですが、今後も様々な立場の方の意見をいただきながら、避難所の安心・安全が守れるよう備蓄物資の検討をしていきたいと思えます。

また、避難所の防犯に関しては、避難所運営管理協議会において自警団の設置を検討しています。避難所での盗難が数多く発生しているという現状もありますので、自警団を設置し、避難所における見回り等を行えるようにしていきたいと考えています。

【委員】

「災害に備えて」の中に、防災カードがありますが、これはどのようなときに使用するのですか。また、避難所における受付カードのようなものはありますか。

【地域防災担当副参事】

「災害に備えて」にある防災カードについては、例えば、慢性疾患やアレルギーのある方等、配慮が必要な方に記入していただき、携帯していただくことを想定しています。地震などの災害は、いつ起こるか分かりません。防災カードを携帯していただくことで、災害等の緊急事態にも、配慮が必要な方に対し、適切に配慮できるようにするため作成しています。

避難所における受付については、都の避難所運営管理の指針においてマニュアル等が示されています。この指針に基づき、区においても全ての学校避難所に受付カードを配備しています。また、どのような方がどのくらい避難所に避難しているのかということ把握するため、災害情報システムを利用し情報を集約しています。

【委員】

区内の避難所は、区に住民登録をしている方を対象としているのですか。

【地域防災担当副参事】

避難所については、区民を対象としていますが、東日本大震災の経験を受け、区民以外の帰宅困難者についても区内の避難所に避難されることを想定しています。先ほど述べました学校利用計画図の中では、区民とは分け、区民以外の方が待機できる場所も確保するようにしています。しかし、避難所はあくまで区民を対象としていますので、長期的な滞在ではなく、順次、帰宅困難者の一時滞在施設へ移動していただくよう案内することになります。

【部会長】

では続いて、計画事業50「災害用備蓄物資の充実」についてです。説明をお願いします。

【地域防災担当副参事】

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。委員から質問をお願いします。

【委員】

備蓄物資の更新についてですが、更新時期はどのように管理していますか。また、古くなった食糧はどのように処分しているのですか。

【地域防災担当副参事】

まず、備蓄物資の更新についてです。基本的な食糧として、ペットボトル飲料水、アルファ化米、ビスケット、高齢者用のおかゆ缶、乳幼児の粉ミルクや離乳食があります。これら全ての更新時期をシステムにより管理し、それに基づき適正に更新を行っています。また、その他の備蓄物資については、定期的に備蓄倉庫の点検を実施し、物資の劣化状況等を確認しています。平成29年度は、ほ乳びんのプラスチック容器と吸い口のゴムを点検したところ、劣化が確認できたため更新を行いました。

更新により入れ替えた古い食糧についてですが、食品ロス防止の観点から、再利用の取組を進めています。ペットボトル飲料水については、教育委員会等に働き掛け、学校の調理への使用を進めています。粉ミルク等については、区内の私立・公立保育園等に配布しています。アルファ化米については、基本的には豚の飼料等に使用していますが、NPO法人に働き掛け福祉施設等に配布するような取組も進めています。古くなった食糧についても、無駄なく利用するよう取り組んでいます。

【委員】

実際に大規模災害が発生した際に、特別出張所へ向かう方もいるかと思います。特別出張所の職員についても、防災に関する知識を向上していく必要があるのではないのでしょうか。

【地域防災担当副参事】

大規模災害が発生し災害対策本部が立ち上がった際に、特別出張所は地域本部という位置付けとなります。地域本部は、各特別出張所の職員と本庁舎の職員で組織を作ります。地域本部体制についての訓練は、これまであまり実施できていないため、平成29年度はそのような訓練も実施していきたいと考えています。特別出張所と危機管理課の連携をしていくことで、地域の方の要望等に対応できるような体制を整えていきたいと考えています。

【部会長】

では続いて、計画事業51「マンション防災対策の充実」についてです。説明をお願いします。

【地域防災担当副参事】

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。

マンションにおいて自主防災組織を立ち上げる場合は、マンション管理組合が母体となるのでしょうか。

【地域防災担当副参事】

賃貸マンションについては、住民の流動性が高く組織化が難しいという状況があります。分譲のマンションについては、管理組合やマンション自治会等を母体として、自主防災組織を構成していくと考えています。

【部会長】

計画事業58「分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援」のヒアリングの中で、管理組合がないマンションや十分に機能していないマンションがあるとの話がありました。住宅課との連携については取り組んでいますか。

【地域防災担当副参事】

「マンション防災対策ガイドライン」の策定に向けて、区のマンションの動向等を踏まえ、平成29年度は建築指導課、住宅課とともに検討会を設置しています。

【部会長】

すでに「中高層マンション防災対策マニュアル」を作成していますが、マンション防災対策

ガイドラインとどのような違いがあるのでしょうか。

【地域防災担当副参事】

中高層マンション防災対策マニュアルは、住民の一人ひとりが防災対策を行うこと、マンションという組織全体で減災に取り組むことなど目指し作成しています。マンション防災対策ガイドラインは、設備に関する部分の耐震性の向上や、開発事業者等に対する設計段階での防災機能附置の推進など、ソフト面だけでなくハード面についても、示していきたいと考えています。

【委員】

先ほどの質問にもありましたが、計画事業58「分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援」のヒアリングの中で、マンション実態調査についての報告がありました。多くのマンションについて区が実態を把握できていない状況かと思しますので、住宅課とも連携し、マンションの実態に合ったマニュアルやガイドラインを作っていただければと思います。

【地域防災担当副参事】

平成28年度住宅課が実施したマンション実態調査については、住宅課と情報共有をしています。本事業は、マンションの住民一人ひとりが防災対策を行うこと、マンションの自主防災組織を立ち上げ、地域防災力の向上を図ることを目指しています。そのため、広報しんじゅくやホームページ等の様々なツールを使ったマンション防災対策についての周知や、マンション管理組合への啓発など、できる限り取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

管理組合又はマンション自治会のあるマンションの棟数や自主防災組織を立ち上げたマンションの棟数は把握していますか。

また、マンションの自主防災組織に対する支援は実施していますか。

【地域防災担当副参事】

管理組合又はマンション自治会のあるマンションの棟数については、把握していません。しかし、防災等についての相談をいただいたマンションについては、一緒に防災の勉強会を実施しています。また、自主防災組織の立ち上げについての相談もいただいています。防災区民組織は区内に約220ありますが、そのうち約1割弱がマンションの自主防災組織です。

区では、自主防災組織を「防災区民組織」として登録し、必要な資機材の購入に対する助成を行っています。しかし、マンションの自主防災組織については、このような助成では使い勝手が良くないという面もありますので、マンション内で利用する発電機やエレベーター内に置く防災用品を入れる資機材等の支援についても検討していきたいと考えています。

【委員】

3点質問があります。

1点目に、中高層マンションの防災対策マニュアルは、どこで配布していますか。

2点目に、マンション防災セミナーは誰を対象に実施したのですか。

3点目に、マンション防災対策ガイドラインは、どのような方を対象に配布する予定ですか。

【地域防災担当副参事】

1点目、中高層マンションの防災対策マニュアルについてです。危機管理課の窓口や各特別出張所の窓口で配布しています。先ほど述べましたが、マンションの防災について相談をいただいた際には、一緒に勉強会も実施しています。そのような場でも配布しています。

2点目、マンション防災セミナーについてです。平成28年度は、神楽坂のマンションからマンションの防災について勉強したいとの相談をいただき、マンション管理士を派遣しセミナーを実施しました。危機管理課にお問い合わせいただければ、中高層マンションの防災対策マニュアルの配布やマンション防災セミナーについて対応することができます。

3点目、マンション防災対策ガイドラインについてです。こちらは、防災区民組織やマンション管理組合を中心に配布していきたいと考えています。

【部会長】

マンション防災対策については、マンションの自主防災組織を増やしていくことが重要かと思いますが、本事業の指標として、マンションの自主防災組織の数の増加というものは設定しないのですか。

【地域防災担当副参事】

本事業は、新実行計画に向けた方向性を「拡充」としています。拡充という方向性の中で、マンションの自主防災組織の数という指標も検討していきたいと考えています。

【部会長】

では続いて、計画事業49「福祉避難所の充実と体制強化」についてです。説明をお願いします。

【地域福祉課長】

地域福祉課長です。よろしく申し上げます。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。

区では福祉避難所を何箇所指定しているのでしょうか。

【地域福祉課長】

平成26年9月末時点で、小・中学校を中心に一次避難所を50所、福祉避難所として、児童館、地域交流館、子ども家庭支援センター、幼稚園等を中心に二次避難所を62所指定しています。

【部会長】

福祉避難所は、主に高齢者、障害者を受け入れることを想定しているのですか。

【地域福祉課長】

例えば、地域交流館であれば高齢者用の福祉避難所、幼稚園であれば乳幼児用の福祉避難所、障害者福祉センターであれば障害者用の福祉避難所という形で、62所の区立施設を福祉避難所として指定しています。これらに加え、区内の民間の特別養護老人ホームや障害者支援施設等と福祉避難所の開設に係る協定の締結を現在進めています。

【部会長】

既に民間事業者と協定を締結している5所については、平成28年度の取組によるものですか。

【地域福祉課長】

そのとおりです。

【委員】

福祉避難所の耐震性について教えてください。

【地域福祉課長】

福祉避難所の耐震性については、全ての区立施設が耐震基準を満たしています。区内民間福祉施設についても、耐震性に問題はありません。

【委員】

区立施設とも協定を締結するのですか。

【地域福祉課長】

区立施設については、指定管理者制度を導入していますので、避難所の運営等については指定管理の協定の中で定めています。

【委員】

指標2「避難所開設・運営訓練の実施」とありますが、どのような訓練ですか。

【地域福祉課長】

具体的には、発災時に避難所をどのように開設するかという訓練を実施しています。

【委員】

避難所という位置付けで協定を結んでいるのですか。

【地域福祉課長】

福祉避難所である二次避難所として協定を締結しています。

【委員】

高齢者や障害者の移動範囲はあまり広がらないことが想定されるため、避難所まで距離がある場合に避難が困難になることも考えられます。そのようなことも考慮し、福祉施設等の整備を検討をしているのでしょうか。

【地域福祉課長】

災害時を想定し福祉施設を整備するということは考えていません。福祉避難所については、一次避難所に避難した方のうち、一次避難所での生活が困難な方が福祉避難所に移るというような考え方で開設しています。そのため、災害時に必要な場合に必要な避難所を開設していくということを考えています。

【部会長】

ありがとうございました。本日はここで終了とします。

<閉会>